

# 学童保育所利用料の

## 減免制度をご存じですか？

うきは市の学童保育所をご利用されている皆様へお知らせです

### 1. 減免制度（福岡県放課後児童クラブ利用料減免補助）って？

2. の条件に該当する世帯の児童が学童保育所を利用しやすい体制を整備するため、利用料の一部を減免する制度です。

うきは市では平成29年度から制度を実施しています。

### 2. 対象となる世帯の条件は？

- ①生活保護法(昭和25年法律第14号)による生活保護世帯(※)
- ②当該年度市町村民税非課税世帯(住民基本台帳上の世帯員全員が非課税の世帯)

※一部対象外となる場合もあります。

### 3. 具体的な補助率は？

対象者の支払った保育料の内、保育料に含まれるおやつ代を除いた額の2分の1を補助します(月額上限5,000円)。ただし『2. ①』に該当する場合はおやつ代を除く保育料の全額を減免します。

#### 【2. ②の例】

月額保育料5,000円の内、おやつ代1,500円で12カ月利用した場合

【保育料】 【おやつ代】 【利用月数】 【補助額】  
(5,000円 - 1,500円) × 12カ月 ÷ 2 = 21,000円

### 4. どうやって申請すればいいの？

市内の学童保育所にて配布している申請用紙に必要事項をご記入の上、必要書類とあわせてうきは市役所(福祉事務所 保育所係)までご提出ください。なお、申請用紙は例年11月中旬頃から各学童にて配布しておりますのでご希望の方はお受け取りください。